

282

32

國學院大學一覽

大正十三年



始





國學院大學一覽

大正十三年



目次

一、本大學沿革概要……………一

二、有栖川宮幟仁親王殿下告諭……………三

三、國學院設立趣旨書……………三

四、竹田宮恆久王殿下令旨……………三

五、擴張趣意書……………三

六、北白川宮成久王殿下令旨……………三

七、宮內省御沙汰書……………三

八、大學學則……………三

大學學部……………三

豫科……………三

大學寄贈本

大正  
13. 9. 26  
寄贈



研究科	三
九、附屬高等師範部規程	四九
一〇、附屬高等師範部研究科規程	五
一一、臨時專攻科規程	五八
一二、學位規程	六一
一三、中等學校教員無試驗檢定出願心得	六四
一四、高等學校教員無試驗檢定出願心得	六六
一五、學部本年度講義題目	六九
一六、豫科各學年授業	七五
一七、高等師範部各學年授業	七六
一八、臨時專攻科授業	八五
一九、皇典講究所國學院大學職員氏名	八六

二〇、國學院大學教授講師氏名	八九
二一、國學院大學商議員氏名	一〇〇
二二、學生生徒氏名	一〇四
學部學生	一〇四
豫科學生	一〇九
高等師範部生徒	一一三
臨時專攻科生徒	一一三
研究科生徒	一一四
附 國學院大學教授會規程	一二五
國學院大學商議員會規程	一二六
大正十三年度學事報告	一三八
國學院大學學友會章程	一四一



### 一 本大學沿革概要

本學ハ初メ國學院ト稱シ、明治二十三年七月創立セラル。皇典講究所ノ一事業トシテ經營スル所ナリ。

皇典講究所ハ我が國固有ノ學術ヲ研究スル目的ヲ以テ明治十五年ニ起リ、敷地ヲ麴町區飯田町五丁目ニ定メテ、學寮ヲ置キ後進養成ノ道ヲ開キシガ、明治二十三年ニ至リテ、制ヲ改メ、國學院ヲ起シ、國史、國文、道義、法制、外國史、地理、哲學、漢文、英文、體操等ノ學課ヲ置キ、國史國文道義ヲ必修科トシ、以下ヲ補助科トナセリ。當時ノ院長ハ男爵高崎正風タリ。

明治二十六年十二月院長高崎正風辭職シ、國重正文院長トナリシガ二十九年六月辭職シ、同月伯爵佐々木高行院長ニ就任ス。

282-32



三十年九月補助科中法制漢文ノ二科ヲ以テ更ニ必修科ト定ム。  
三十二年七月文部省令第廿五號第一條ノ取扱ヲ受クル事ヲ許可セラル。

同年九月本科ノ學科ヲ改定シテ國史法制科、國語國文科、道義哲學科、外國史科、漢文科、英文科、體操科ノ七科トシ、國史法制國語國文二科ニ特別ノ規定ヲ設ケ選科生ト雖モ、英文科ヲ除ク外ハ總テ修業セシムルコトトス。

三十三年十一月文部省令第二十五號第一條ニヨリ、國語漢文科及ビ歴史科教員免許ノ資格ヲ許可セラル。

三十四年一月文部大臣ヨリ徵兵令第十三條ニヨリ認定セラル。

同年十一月別科ヲ設置シ、國史法制科、國語漢文科ノ二科ヲ一ケ年四學期ニ於テ修業セシム。

三十五年五月二十六日午前三時出火教員室事務室及ビ書類器具等  
烏有ニ歸ス。

同年九月本科ノ學科中國史法制科ニ憲法、神祇史、神社制度ヲ、  
道義哲學科ニ、神道史ヲ増シ、且ツ新ニ禮典科ノ一科ヲ置キ、  
隨意科トシテ第二、第三年級ニ課スルコトトス。

三十六年十月研究科ヲ設ケ、國史法制科、國語漢文科、道義科ヲ  
置キ其ノ年限ヲ二ケ年トシ、本院卒業生ニシテ既修ノ學科ニツ  
キ更ニ深ク研究ニ從事セントスルモノヲ入學セシム。

三十七年四月明治三十六年文部省令第十三號公立私立専門學校令  
ニ據ル件、並ビニ從來ノ學則ヲ變更シ、師範部ノ學科ヲ國語漢  
文科及ビ歴史地理科ニ分チ、大學部師範部ノ外ニ專修部ヲ置ク  
件ニツキ認可ヲ得、同年九月ヨリ實施ス。教員免許ノ資格ハ、國



語漢文科ニアリテハ國語及漢文、歴史地理ニアリテハ歴史トス。  
 三十八年十月大學部本科卒業生ニ對シ、明治三十二年文部省令第  
 二十五號第一條ノ取扱ヲ受クルコトヲ許可セラル。  
 三十九年六月私立國學院ト改稱スル事ヲ認可セラル。  
 四十年六月校舍改築ノ件認可セラル。  
 同年七月校舍及ビ附屬舎ノ建築工事ニ着手ス。  
 同年九月學則ヲ改正シテ專修部ヲ廢シ、大學師範各部ニ乙種生及  
 ビ選科生ヲ置キ各科トモ倫理ニ關スル時間ヲ増加スルコトヲ認  
 可セラル。  
 四十一年六月校舍本館ノ新築竣工シ移轉ス。  
 同年七月七日皇典講究所總裁恆久王殿下第十六回卒業式ニ臺臨ア  
 ラセラル。

四十二年七月七日皇典講究所總裁恆久王殿下第十七回卒業式ニ臺  
 臨アラセラル。  
 同年九月各學科ニ主務講師ヲ置ク。  
 同年十一月十日宮内省ヨリ本大學規模擴張ノ計畫被開召以 特旨  
 金貳萬圓御下賜アラセラル旨ノ御沙汰ヲ傳ヘラル。  
 四十三年三月二日佐々木學長皇典講究所副總裁ニ推薦セラル。  
 同年同月八日皇典講究所顧問樞密顧問官正二位勳一等伯爵芳川顯  
 正學長ニ就任ス。  
 同年七月七日皇典講究所總裁恆久王殿下第十八回卒業式ニ臺臨ア  
 ラセラル。  
 同年九月廿六日學則ヲ改正シ、師範部歴史地理科ヲ歴史科トシ、  
 本學年ヨリ實施ノ件認可。



四十四年二月芳川學長辭任ス。

同年同月皇典講究所顧問正二位勳一等侯爵鍋島直大學長ニ就任ス。

同年七月七日皇典講究所總裁恆久王殿下第十九回卒業式ニ臺臨アラセラル。

大正元年八月學則ヲ改正シテ大學部ノ修業年限一年ヲ短縮シ、師範部ノ歴史科ヲ廢止ス。

二年七月七日皇典講究所總裁恆久王殿下第廿一回卒業式ニ臺臨アラセラル。

同年八月廿七日學則第二十條改正ノ件認可。

三年七月七日皇典講究所總裁恆久王殿下第廿二回卒業式ニ臺臨アラセラル。

同年十月十四日學則第二章學科課程中改正ノ件認可。

同年十一月十五日道場振武館落成開館式ヲ行フ。

四年二月廿六日文部省令第二號第一條ニ依リ文官任用令以上ノ認可ヲ受ク。

同年七月七日第廿三回卒業式ヲ舉グ皇典講究所總裁恆久王殿下ヨ

リ特ニ御使ヲ差遣サル。

五年七月七日第廿四回卒業式ニ際シ皇典講究所總裁恆久王殿下ヨ

リ特ニ御使ヲ差遣サル。

六年七月七日第廿五回卒業式ニ際シ皇典講究所總裁恆久王殿下ヨ

リ特ニ御使ヲ差遣サル。

七年四月十五日鍋島學長皇典講究所副總裁ニ推薦セラル。

同年五月廿三日正二位勳一等伯爵土方久元本學長ニ就任ス。

同年十一月四日日本大學長從一位勳一等伯爵土方久元薨去ス。



同年十二月十九日學則中改正ノ件認可。  
 同年十二月廿二日正四位勳三等文學博士芳賀矢一本學長ニ就任ス。  
 八年一月廿二日宮内省ヨリ皇典講究所並ニ國學院大學規模擴張ノ  
 趣被聞食 思召ヲ以テ第一期分大正八年度以降十ヶ年間年々金  
 壹萬圓宛ヲ御下賜アラセラルル旨ノ御沙汰ヲ傳ヘラル。  
 同年七月十一日學則中大學部豫科ヲ前期後期トシ、新ニ道義科ヲ  
 設置スル件及ビ研究科規定等改正ノ件認可。  
 同年七月十二日皇典講究所總裁大勳位成久王殿下第二十七回卒業  
 式ニ臺臨アラセラル。  
 同年九月二十日校名中私立ノ二字ヲ削除シ、國學院大學ト稱ス。  
 同九年四月十五日大學令ニ據ル大學ノ設立ノ件認可。  
 同年七月七日皇典講究所總裁成久王殿下第二十八回卒業式ニ臺臨

アラセラル。

同年九月二十二日大學豫科部長、高等師範部長ノ職ヲ置ク。  
 同年十二月二十八日舊制度ノ大學部並ヲ高等師範科ノ學年ヲ大學  
 令ニヨル學年ト同一ナラシムルタメ此ノ學年度ニ限リ一學期ヲ  
 短縮ノ件認可。

同十年四月一日皇典講究所總裁成久王殿下第二十九回卒業式ニ臺  
 臨アラセラル。

同年十一月十九日日本大學學位規程及教授會規程ノ件認可。

同十一年三月十五日專門學校令ニ據ル學則ヲ改正シテ臨時專攻科  
 ヲ置ク。

同十一年三月二十九日第三十回卒業式ヲ舉グ皇典講究所總裁成久  
 王殿下ヨリ特ニ御使ヲ差遣サル。



同年八月二十九日本所本大學ヲ東京市外澁谷町下澁谷字氷川裏ニ  
移轉シ新築ノ工事ヲ起サンタメ地鎮祭ヲ執行ス。

同十二年一月二十六日學則中改正ノ件認可。

同年三月二十六日第三十一回卒業式ヲ舉グ皇典講究所總裁成久王

殿下ヨリ特ニ御使ヲ差遣サル。

同年五月廿三日澁谷ノ新築ホヽ成リテ移轉ス。

同年七月一日本學教授三矢重松ニ對シ本學學位規程ニヨリ文學博  
士ノ學位ヲ授與ス。

同年九月一日大震災ノタメ齋舍破損ス。

同年十一月廿六日學則改正ノ件認可。

同十三年一月二十二日學部及大學豫科卒業生ニ對シ明治三十六年  
文部省告示第三十號ノ中等教員無試驗檢定ニ關スル指定ヲ受ク。

同年三月三日齋舍破損ノ修理補強工事ニ着手。

同年四月九日大正八年文部省告示第二百七十四號ヲ以テ高等學校

高等科教員無試驗檢定ニ關スル指定ヲ受ク。

同年三月二十二日第三十二回卒業式ヲ舉グ皇典講究所總裁邦彦王  
殿下御使ヲ差遣サル。

同年五月二十二日大正七年文部省令第三號第二條第四號ニヨリ舊  
制大學部及高等師範部卒業生ノウチ明治四十二年七月以後ノ大  
學部第一種卒業生及明治四十二年三月以後ノ高等師範部第一種  
卒業生ニ對シ高等學校大學豫科ト同等以上ノ指定ヲ受ク。

同年五月廿七日高等師範部生徒定員變更ノ件認可。

同年七月二十四日學則改正ノ件認可。

同年八月八日高等師範部學則改正ノ件認可。



## 二 告諭

皇典講究所假建設成ル茲ニ良辰ヲ選ヒ本日開爰ノ式ヲ行フ幟仁總裁ノ任ヲ負ヒ親ク式場ニ臨ミ職員生徒ニ告ク  
凡學問ノ道ハ本ヲ立ツルヨリ大ナルハ莫シ故ニ國體ヲ講明シ以テ立國ノ基礎ヲ鞏クシ德性ヲ涵養シ以テ人生ノ本分ヲ盡スハ百世易フヘカラサル典則ナリ  
今ヨリ後職員生徒此ノ意ヲ體シ夙夜懈ルコト無ク本爰ノ隆昌ヲ永遠ニ期セヨ

明治十五年十一月四日

皇典講究所總裁 一品幟仁親王

## 三 國學院設立趣旨書

人ノ世ニ在ルヤ各其本國ニ繫屬ス故ニ其國ヲ愛重シ其君ニ忠實ナルハ人ノ德義ニ於テ當然至要ナル者トス近時各國人ヲ教フル法必先其國史國文國法ヲ授ケ次ニ百科ノ學ニ從事セシムルヲ常トス是蓋人ヲシテ先其國其君ニ於ケル忠愛ノ良心ヲ萌生シ靄然トシテ赤子ノ慈母ヲ慕フカ如ク親和密合シテ離ルヘカラサル感想アラシメ然ル後始メテ立身治生ノ道開物成務ノ業ニ進マシメントスルニアリ故ニ其効果ハ以テ民タルトキハ善良ノ民タルヘク以テ兵タルトキハ義勇ノ兵タルヘク以テ官吏タルトキハ公平正直ノ官吏タルヘク多士濟々トシテ擧ケテ皆君ニ忠ニ國ヲ愛スル精神ヲ興起セサルハ無キナリ



一四  
各國其國體ヲ異ニシ君其姓ヲ更ヘ民其統領ヲ立ツル國ニシテ其臣民ヲ教フル方法猶此ノ如シ顧ミルニ本邦ハ萬世一君覆轡ノ下ニ無二ノ臣民アリ親和密合シテ離ルヘカラサル情義ヲ存スルハ建國以來終始一貫火ヲ觀ルカ如シ然ルニ輓近内外本末ノ辨大ニ其宜ヲ得ス其弊延イテ教育ニ及ヒ公私學校ノ設甚多シト雖モ國學ヲ先ニスル方法未行ハレサルハ余輩ノ痛嘆ニ堪ヘサル所ナリ  
余輩ハ夙ニ本邦固有ノ學術ヲ研究シ皇室ノ尊嚴ナル所以國體ノ鞏固ナル所以ヲ講明シ人情ノ基ク所風俗ノ由ル所ヲ尋釋シ國民ヲシテ益國家ニ忠愛ナル德義ヲ深厚ナラシメンコトヲ希ヒ前ニ生徒ヲ養ヒ講筵ヲ開キ本邦ノ典故文獻ヲ講究スル方法ヲ設ケシモ規模猶未大ナラサル憾アリ今ヤ機運ノ漸熟スルヲ以テ生徒教養ノ法ヲ改正擴張シ茲ニ國學院ヲ設立シテ專國史國文國法ヲ攻究シ我ガ國民

一五  
ノ國家觀念ヲ涌出スル源泉トナシ 皇祖 皇宗ノ謨訓ニ基キ固有ノ倫理綱常ヲ闡明シ且支那泰西ノ道義說ヲ採擇シ以テ之ヲ補充シ以テ國民ノ方向ヲ一ニシ古今一貫君民離ルヘカラサル情義ヲ維持セントス固ヨリ此ヲ以テ宗教若クハ政黨ノ器用トナスニ非サルナリ若夫レ進ミテ人文ノ發達ヲ追ヒ世務ノ必要ニ應スル一に至リテハ海外百科ノ學モ網羅兼修シテ此學ノ進步擴張ヲ計ル可シ  
之ヲ要スルニ本院設立ノ趣意ハ我カ國民ノ國民タル忠愛ノ精神ヲ發揮シ智育ヲシテ國體ニ基ケル德育ト共ニ併進セシメンコトヲ期スルニ在リ

明治廿三年七月

伯爵 山田 顯 義



## 四 令 旨

國家ノ隆昌ハ道義精神ノ發揮ニアリ方今人文日ニ盛ンナリト雖モ  
專ラ物質ニ偏シ人心ノ變遷洵ニ驚クヘキモノアリ顧ルニ皇典講究  
所國學院ノ設立茲ニ年アリ斯道ニ貢獻スル所亦尠シトセス而モ是  
レヲ時勢ニ鑑ルニ其施設未タ全カラサルモノアルガ如シ恆久深ク  
之レヲ慨ス惟フニ世界戰亂ノ餘民心ニ影響スル所更ニ又甚シキモ  
ノアラントス此時ニ當リテ本所及本大學ハ宜シク創設ノ趣旨ニ則  
リ奮テ國體ノ本義ヲ明カニシ道義ノ精神ヲ徹底セシメ益々教育ノ  
規模ヲ擴張シ以テ國家ノ柱石タルヘキ有爲ノ材幹ヲ養成シ斯道ノ  
爲メニ大成ヲ期セサルヘカラス本所本大學ノ職員協議ノ諸員此際

一層カヲ茲ニ致サンコトヲ望ム

大正七年五月二十七日

皇典講究所總裁大勳位恆久王



## 五 皇典講究所國學院大學擴張趣意書

我カ皇典講究所及國學院大學ハ尊嚴ナル國體ヲ講明シテ堅實ナル國民精神ヲ發揮シ眞摯ナル方法ニ依リテ典故文獻ヲ研究スルヲ以テ目的トス初メ本所カ有栖川宮幟仁親王ノ合旨ヲ奉戴シテ本邦教學ノ根本ヲ樹テタルハ明治十五年ニ屬シ又本大學カ忠愛ノ精神ヲ標榜シテ學界ニ立チタルハ實ニ明治二十三年ナリ當時我カ國情ハ大ニ歐米文化ノ攝取ニ急ニシテ動モスレハ國粹ヲ忘却シ其ノ弊轉タ寒心ニ堪ヘサルモノアリキ本所並ニ本大學此ノ時弊ヲ憂ヘテ起リ爾來數十年ノ間或ハ經營ノ困難ニ會シ或ハ時運ノ否塞ニ遭フコト一再ナラスト雖モ克ク其ノ精神特色ヲ保持シテ終始邦家ニ貢獻シタリ今ヤ國家隆興ノ機内ニ熟シ國民發展ノ要外ニ待テリト雖モ

物質的文明ニ偏シタル弊毒ハ深ク民心ニ浸潤シ國民道德ノ頽廢ハ汎ク思想界ノ危機タラムトス況ンヤ戰後ニ於ケル思潮ノ動搖ハ容易ニ逆睹スヘカラサルモノアルヲヤ是レ本所並ニ本大學カ大ニ内容ヲ改善シ規模ヲ擴張シ益本來ノ主義ヲ發揮シテ以テ國民精神ヲ振興セント欲スル所以ナリ

本年五月總裁竹田宮恆久王殿下特ニ本所本大學ノ職員及協贊ノ諸員ニ對シテ優渥ナル合旨ヲ賜ヒ方今ノ時勢ニ鑑ミテ本所並ニ本大學ノ施設未タ全カラサルモノアルヲ深慨アラセラレ益教育ノ規模ヲ擴張シテ國家ノ柱石タルヘキ有爲ノ材幹ヲ養成シ以テ斯道ノ爲ニ大成ヲ成セサルヘカラサルコトヲ激勵シ給ヘリ直大等感激ノ至リニ堪ヘス茲ニ皇典講究所國學院大學擴張委員會ヲ組織シ數回ノ會合ヲ重ネテ其ノ方法ヲ審議シ本所本大學設立ノ主旨ニ考ヘ時勢



ノ趨向ニ察シテ終ニ此ノ成案ヲ得タリ  
 本所及本大學ノ當事者ハ是等ノ改善擴張ヲ圖ルニ最善ノ努力ヲ致  
 サムコトヲ期ス而モ之ヲ遂行センニハ多大ノ資金ヲ要スルコト明  
 白ニシテ素ヨリ現在ノ施設ノ能ク堪フル所ニアラサルナリ依テ今  
 博ク之ヲ有力ノ諸賢ニ訴ヘ其ノ援助ヲ請ハムトス惟フニ本所本大  
 學ノ精神特色カ將來永ク我カ學術教育ノ根柢トナリ又我カ思想界  
 ノ危機ヲ救フニ多大ノ責任ヲ負荷スヘキハ予輩ノ堅ク信シテ疑ハ  
 サル所ナリ冀クハ大方ノ諸賢如上ノ主旨ヲ諒トセラレ深厚ノ同情  
 ヲ賜ハラムコトヲ

大正七年十二月

皇典講究所副總裁侯爵 鍋島直大

皇典講究所長 小松原英太郎  
 國學院大學長文學博士 芳賀矢一



## 六 令 旨

皇典講究所ハ多年國體ノ講明ト國民思想ノ善導トニ力ヲ致シ國學院大學ヲ經營シテ幾多ノ人材ヲ養成シ本邦文化ノ進歩ニ寄與スル所鮮カラス成久本所總裁ノ職ニ推サレタルハ深ク欣トスル所ナリ今ヤ世界ノ大戰其ノ局ヲ結フニ方リ益堅實ナル國民精神ヲ涵養シテ我國運ノ發展ヲ圖ラサルヘカラス成久前總裁ノ遺志ヲ紹キ職員及有志ノ協翼ニ倚リ本所並ニ本大學ノ事業ヲ完成シテ邦家ノタメ貢獻スル所アランコトヲ庶幾フ職員協賛ノ諸員克ク斯ノ意ヲ諒セヨ

大正八年七月十二日

皇典講究所總裁大勳位成久王

## 七 御 沙 汰 書

皇典講究所

今般其所竝國學院大學規模擴張ノ趣被聞食 思召ヲ以テ第一期分大正八年度以降十ケ年間壹萬圓宛御補助トシテ下賜候事

大正八年一月二十二日

宮 内 省



## 八大學學則

### 第一章 總則

第一條 本大學ハ道義國史國文及ビ之ガ研究應用ニ須要ナル諸學科ヲ學修セシメ國家有用ノ人物ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第二條 本大學ニ學部豫科及ビ研究科ヲ置ク

第三條 豫科ハ學部ニ入ラントスル者ノ爲ニ豫備教育ヲ施ス所ニシテ研究科ハ學部ノ業ヲ卒ヘタル者ノ更ニ深ク其ノ蘊奧ヲ究ムル所トス

第四條 本大學學部卒業生ハ文學士ト稱スルコトヲ得

第五條 本大學學生ハ皇典講究所ノ學階ヲ受クルコトヲ得

第六條 本大學ノ學生生徒(選科生聽講生ヲ除ク)ハ在學中徵兵令第

十三條ニヨリ入營ヲ延期セララル

### 第二章 學科及ビ試驗規程

#### 第一 大學學部

第七條 本大學ニ設置スル專修學科左ノ如シ

道義學科

國史學科

國文學科

第八條 本大學ノ授業ヲ分チテ講義及ビ演習トシ一學年每週二時間ヲ以テ授業一單位トス

第九條 學生ハ講義及ビ演習ヲ合セテ每學年十單位以上ヲ學習スベシ



第十條

本大學ニ開設スル講義及ビ演習左ノ如シ

甲種(每學年開設スルモノ) 數字ハ單位數ヲ示ス

- 帝國憲法及ビ皇室典範(一)
- 國民道德(三)
- 神道(三)
- 禮典(一)
- 哲學(一)
- 東洋哲學(二)
- 西洋哲學(一)
- 倫理學(一)
- 教育學(一)
- 教育學概説(一)
- 社會學(一)
- 東洋倫理學史(一)
- 西洋倫理學史(一)
- 東洋哲學史(二)
- 西洋哲學史(二)
- 宗教學(一)
- 日本宗教史(一)
- 國史(四)
- 法制史(一)
- 東洋史(二)
- 西洋史(一)
- 史學研究法(一)
- 古文書學(一)
- 文學概論(一)
- 國文學史(一)
- 國語學(一)
- 言語學(一)
- 道義ニ關スル演習(四)
- 國史ニ關スル演習(四)
- 國文學ニ關スル演習(六)
- 漢文學ニ關スル演習(四)
- 西洋文學ニ關スル演習(三)
- 乙種(二學年間ニ一回開設スルモノ)
- 行政法(一)
- 民法(一)
- 刑法(一)
- 經濟學(一)

- 論理及ビ認識論(一)
- 教育史(一)
- 教育史概説(一)
- 國學史(一)
- 日本美術史(一)
- 日本音樂史(一)
- 歷史地理(一)
- 有職故實(一)
- 漢文學史(一)
- 漢文法(一)
- 佛教概説(一)

丙種(三學年間ニ一回開設スルモノ)

- 憲法論(一)
- 考古學(一)
- 人類學(一)
- 比較神話學(一)
- 比較言語學(一)
- 日本風俗史(一)
- 美術史(一)
- 音樂通論(一)
- 圖書館學(一)
- 新聞學(一)

以上ノ外科外講義ヲ開設スルコトアルベシ

第十一條 學生ハ三學年間ニ左記ノ必修科目ヲ學修スルコトヲ要シ其ノ他ハ本大學開設ノ授業科目中ニツイテ隨意選擇シテ學修スルモノトス

道義學科(十六單位)

- 帝國憲法及ビ皇室典範(一)
- 國民道德(二)
- 神道(二)
- 倫理學(一)



東洋倫理學史(一) 西洋倫理學史(一) 國史(一) 社會學(一)  
宗教學(一) 日本宗教史(一) 道義ニ關スル演習(四)

### 國史學科 (十六單位)

帝國憲法及ビ皇室典範(一) 國民道徳(一) 國史(四) 日本法制史(一)  
東洋史(二) 西洋史(二) 史學研究法(一) 國史ニ關スル演習(四)

### 國文學科 (十六單位)

帝國憲法及ビ皇室典範(一) 國民道徳(一) 文學概論(一)  
國文學史(二) 國語學(一) 言語學(一) 國史(一)  
國文學ニ關スル演習(五) 漢文學ニ關スル講義又ハ演習(三)

第十二條 前條ノ必修科目ト合セテ授業單位三十以上ヲ修了シ尙

ホ卒業論文試驗ニ合格シタル者ヲ以テ卒業生トス

第十三條 科目ノ修了試驗ハ各學年ノ終ニ於テ之ヲ行フ

第十四條 卒業論文ハ在學第三學年ノ終ニ於テ提出スルコトヲ得

第十五條 卒業論文ノ題目ハ專修學科ノ範圍ニ屬スルモノタルベ  
ク學年ノ始ニ於テ之ヲ届出ヅベシ

第十六條 皇典講究所ノ學階(學正)ヲ受ケントスル者ハ學部入學後  
二學年ヲ經過シ授業單位二十以上禮典一單位ヲ含ム及ビ禮典ノ  
實習ヲ修了スルコトヲ要ス

第十七條 在學六年ニ及ビテ尙ホ卒業セザル者ハ退學シタル者ト  
認ム

但シ休學期間ハ之ヲ算入セズ

## 第二 豫 科

第十八條 豫科ニ於ケル各學年學科目及ビ其ノ每週授業時數ハ左  
表ニ據ル



豫科學科課程(文學科)

學科目	學年		一週時間數	第二學年	一週時間數
	第一學年	第二學年			
道義			一		一
國語	講讀 作文	講讀 作文 歌法	五	講讀 作文 修辭學	五
漢文	講讀	講讀	四	講讀	四
英語	講讀 作文 書取	文法 會話	一〇	講讀 書取	九
獨語	講讀	文法	三	講讀	三
歷史	國史 東洋史	國史 西洋史	五		五
哲學概論					二
心理學			一		
論理學			一		

法制及經濟		二		二
體操	(劍道 柔道 弓道)	二	(劍道 柔道 弓道)	二
計		三二		三〇
總計		(三四)		(三三)

獨逸語ハ隨意科目トス

第十九條 豫科ノ試験ヲ分チテ學期試験學年試験ノ二種トシ第一學期第二學期ノ試験ハ學期末ニ行ヒ學年試験ハ第三學期末ニ於テ之ヲ行フ

第二十條 引續キ二回學年試験ニ合格セザルモノハ除名ス

第二十一條 病氣若クハ事故ニヨリ定期試験ヲ受ケ得ザルトキハ詮議ノ上追試験ヲ許可スルコトアルベシ 但シ追試験ヲ受クル



者ハ試験料金拾圓ヲ納付スベシ

### 第三 研究科

第二十二條 研究科ニハ別ニ學科課程ヲ設ケズ 但シ時宜ニヨリ講義ヲ開設スルコトアルベシ

第二十三條 研究科學生ハ學長ノ承認ヲ經テ指導教員ヲ定メ研究事項ニツキテ其ノ指導ヲ受クベシ

第二十四條 研究科學生ハ本大學開設ノ講義ヲ聽講シ又ハ演習ニ出席スルコトヲ得

第二十五條 研究科學生ハ每學年ノ終ニ於テ其ノ研究シタル事項ニツキ報告書ヲ作製シ指導教員ヲ經テ學長ニ提出スベシ

第二十六條 研究科學生ノ在學期間ハ二ケ年間トス 但シ引續キ

研究セントスル者ハ更ニ三學年以内ニ限リ之ヲ延長スルコトヲ得

第二十七條 研究科學生其ノ研究シタル事項ニツキテ論文ヲ提出シタルトキハ學長ハ學部教授會ニ之ガ審査ヲ行ハシメ其ノ成績ニヨリテ文學博士ノ學位ヲ授ク

### 第三章 學年 學期 休業日

第二十八條 學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十九條 學年ヲ分チテ三學期トス

第一學期ハ四月十五日ヨリ七月十日ニ至ル

第二學期ハ九月十一日ヨリ十二月二十四日ニ至ル

第三學期ハ一月八日ヨリ三月三十一日ニ至ル



第三十條 休業日左ノ如シ

日曜日 祝祭日 本大學記念日 冬季休業 十二月二十五日ヨリ

春季休業 四月一日ヨリ 夏季休業 七月十一日ヨリ

同十四日ニ至ル

九月十日ニ至ル

#### 第四章 入學 在學 休學 退學

第三十一條 本大學學部ニ入學セントスルモノハ本大學豫科ヲ修了シタル者タルベシ

但シ缺員アル場合ニ限り左ノ順序ニヨリ入學ヲ許可スルコトアルベシ

一、高等學校高等科ヲ修了シタル者

二、大正七年文部省令第三號第二條ノ第四號ニヨリ指定セラレタル學校卒業者

三、文部大臣ニ於テ高等學校高等科ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力アリト認メタル者

第三十二條 豫科ニ入學セントスル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者タルベシ

一、中學校ヲ卒業シタル者又ハ高等學校高等科一學年ノ課程ヲ修了シタル者

二、專門學校入學者檢定規程第五條ニ依ル試験檢定ニ合格シタル者

三、專門學校入學者檢定規程第八條第一號ニヨリ一般ノ專門學校入學ニ關シ指定ヲ受ケタル者

第三十三條 本大學開設ノ科目中或科目ヲ選ビテ學修セントスル者ハ學力査定ノ上選科生トシテ入學ヲ許可ス



第三十四條 選科生ニシテ第十六條ノ特典ヲ得ントスル者ハ三學年以上在學シ授業單位三十以上（禮典一單位ヲ含ム）及ビ禮典ノ實習ヲ修了スルコトヲ要ス

第三十五條 相當ノ學歷若クハ地位ヲ有シ講義ヲ聽カントスル者ハ聽講生トシテ許可スルコトアルベシ

第三十六條 入學志願者ハ入學願書ニ規定ノ書類及ビ入學檢定料ヲ添ヘテ願出ヅベシ（書式一號）

第三十七條 入學志願者ノ數募集人員ヲ超過スルトキハ選抜試験ヲ行フ

第三十八條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ宣誓名簿ニ記名シ其ノ父兄（父兄ナキ者ハ親戚）ヲ甲保證人トシ東京市内ニ一家ヲ立ツル身元確實ナル者ヲ乙保證人ト定メ入學金ヲ添ヘテ在學證書（書式三號）

ヲ差出スベシ 但シ父兄ノ市内ニ住スル者ハ乙保證人ヲ要セズ

第三十九條 保證人轉居改氏名ノトキハ直ニ届出ヅベク死亡シタル場合ニハ更ニ他ノ保證人ヲ選定シ届出ヅベシ

第四十條 學生生徒事故若クハ病氣ニヨリ缺席スルトキハ其ノ旨届出ヅベシ但シ一週間以上ニ互ルトキハ保證人ノ連署ヲ要シ病氣ノトキハ醫師ノ診斷書ヲ添フルヲ要ス

第四十一條 病氣又ハ兵役ノ義務ニヨリ休學セントスル者ハ保證人連署ノ上願出ヅベシ但シ病氣ニ因ルモノ、休學期間ハ一ケ年ヲ越ユルコトヲ得ズ 休學期間ハ授業料ヲ徴收セズ

第四十二條 一旦退學シタルモノ復校セントスルトキハ許可スルコトアルベシ此ノ場合ニ於テハ入學ノ規定ヲ準用ス 但シ入學金ヲ徴收セズ



### 第五章 入學檢定料 入學金 授業料

第四十三條 入學檢定料金ハ金五圓入學金ハ金五圓トス

第四十四條 授業料ハ學部年額金百圓(選科生聽講生モ之ニ同シ) 豫料金八十圓研究料金五十圓トシ每學年開始ノ日ヨリ一週間以 内ニ之ヲ納付スベシ 但シ三期ニ分納セントスル者ハ每學期左 ノ期日迄ニ納入スベシ

第一期 四月二十日マデ

學部金參拾五圓 豫料金參拾圓 研究料金貳拾圓

第二期 九月二十日マデ

學部金參拾五圓 豫料金參拾圓 研究料金貳拾圓

第三期 一月十五日マデ

學部金參拾圓 豫料金貳拾圓 研究料金拾圓

第四十五條 學生生徒事故若クハ病氣ノタメ缺席スルモ授業料ヲ

減免セラル、コトナシ

### 第六章 給費 貸費

第四十六條 本大學學生生徒(選科生ヲ除ク)ニシテ學術優等品行方正ナル者ニハ其ノ請願ニヨリ學資ヲ給與若クハ貸與スルコトアルベシ

第四十七條 給貸費ヲ受ケントスル者ハ事由書ヲ添へ願書ヲ差出スベシ(書式四號)

第四十八條 給貸費額ハ一人一學年金貳百四拾圓以内トス 但シ研究科ハ參百六拾圓マデ増額スルコトヲ得

第四十九條 給費ノ許可ヲ受ケタル者ハ誓約書ヲ差出スベシ(書式五號)



第五十條 貸費ノ許可ヲ受ケタル者ハ保證人連署ノ上貸費辨償  
契約書ヲ差出ベシ (書式六號)

第五十一條 保證人ヲ變更シタル場合ニハ契約書ヲ改ムベシ

第五十二條 貸費ヲ受ケタル者ハ卒業證書受得ノ日ヨリ滿一ケ年  
以內ヲ期限トシ爾後貸費ヲ受ケタル年數ノ二倍ニ均シキ期間内  
ニ月賦ニヨリ之ヲ返納スルモノトス

第五十三條 給貸費ヲ受クル學生生徒ニシテ休學シ又ハ停學ヲ命  
ゼラレタル者ハ其ノ給貸費ヲ止ム

第五十四條 給貸費ヲ辭シタルトキハ貸費生ハ第五十二條ニ準ジ  
テ貸費金ヲ返納スベシ前條ニヨリ給貸費ヲ止メラレタル者又ハ  
退學シタル者ハ即時其ノ金額ヲ返納スベシ  
但シ疾病ニヨル者ハ其ノ退學セザル時ニ限り第五十三條ノ規

定ニヨルヲ許スコトアルベシ

### 第七章 賞 罰

第五十五條 學生生徒ニシテ品行方正學業優等ナル者ハ學年ノ終  
ニ於テ次學年ノ特待生ニ選定ス

特待生ハ授業料ヲ免除セラル、コトアルベシ

第五十六條 規則及ビ命令ニ違反スル等不都合ノ所爲アル者ハ其  
ノ輕重ニ從ヒ戒飭シ又ハ停學ニ處ス

第五十七條 品行不良ニシテ改悛ノ見込ナシト認めタル者又ハ學  
力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認めタル者ハ除名又ハ退學ニ處  
ス

一號書式 (用紙半紙)



入學願書

私儀貴大學何科ニ（選科ニ）入學志願ニツキ御許可相成度別紙履  
歷書（及ビ何々證明書）相添へ此段相願候

年 月 日

本籍何縣何市何町何大字何番地  
華士族戶主職業（月主ナラザルトキハ何某何男或ハ弟）  
現住所

國學院大學長

殿

何 年 月 日生

某 印

二號書式（用紙半紙）

履 歷 書

本籍

學 業

何 年 月 日生

某

一年月日何學校ニ入學年月日卒業

一年月日何々ヨリ何免狀ヲ受ク

業 務

一年月日何職拜命或ハ何業ニ從事等

賞 罰

一年月日何々ニ付何賞ヲ受ク或ハ何罰ヲ受ク

右ノ通相違ナク候

年 月 日

右 何

某 印



三號書式 (用紙半紙)

在學證書

印保證人ノ印

參錢收

入印紙

本籍何府何郡何町何大字何番地  
華士族戶主職業戸主ナラザルトキハ何某何男或ハ弟

何某  
年 月 日生

私儀今般貴大學何科ニ入學許可相成候ニツキテハ御規則堅ク遵守  
仕ルベク候

年 月 日

前書ノ通相違ナク候ニツキ拙者ドモ保證人ニ相立身上ヨリ相起リ  
候事件ハ一切引受ケ申スベク候

住所族籍職業及ビ本人トノ關係

甲保證人 何某  
年 月 日生

同

乙保證人 何某  
年 月 日生

國學院大學長 殿

四號書式 (用紙半紙)

給貸費願書

私儀家政上ノ都合ニヨリ學資ノ補助ヲ要シ候ニツキ給貸費生ニ  
御採用ナシ下サレ度別紙事由書相添へ此段相願候

年 月 日

何科何年生

國學院大學長 殿

何某  
年 月 日生

五號書式 (參錢收入印紙貼用用紙半紙)



誓約書

私儀今般給費生ニ御採用ナシ下サレ候ニツイテハ在學中一般學生ノ模範タルコトヲ期スルハ勿論卒業後御指圖ニ從ヒ斯道ニ盡力致スベク此段誓約仕候

年 月 日

何科何年生

何 年 月 日生 某 印

國學院大學長

殿

六號書式

(參錢收入印紙貼用用紙半紙)

契約書

私儀今般貸費生ニ御採用ナシ下サレ候ニツイテハ御規則ニ從ヒ卒業後滿一ケ年以内ヲ期シ爾後貸費ヲ受ケタル年數ト均シキ期間内

ニ返納仕ルベク此段契約仕候

年 月 日

何科何年生

何 年 月 日生 某 印

右何某今般貴大學貸費生ニ御採用ナシ下サレ候ニツイテハ右契約書ノ通リ本人ヲシテ卒業後ニ於ケル學費返納ノ義務ヲ履行セシムベキハ勿論萬一中途退學若クハ其ノ他ノ事故ノタメ學費償還ヲ命ゼラル、等ノ事アル時本人ニ於テ其ノ義務ヲ怠リ候節ハ私共ニ於テ必ズ辨償仕ルベク此段保證仕候

年 月 日

本籍 住所 保證人 何 年 月 日生 某 印



國學院大學長 殿

本籍 住所 保證人 何某

年 月 日生

以上

### 九 附屬高等師範部規程

第一條 高等師範部ハ道義國史國文漢文ヲ教授シ併セテ汎ク是ガ研究應用ニ須要ナル諸學科ヲ修メシメ以テ中等學校教員タラン  
トスル者ノ爲ニ資スル所トス

第二條 高等師範部ノ修業年限ハ三年トス

第三條 高等師範部ノ學科課程ハ左表ニ據ル

學科	學年	第一學年	第二學年	第三學年
道義	國民道德	二	二	二
國文	講讀、 作文、 文法	九	八	九
漢文	講讀、 文法、 作文	九	八	九
國史	講讀、 文法、 作文	三	三	三
通史	講讀、 文法、 作文	三	三	三
職故實	講讀、 文法、 作文	三	三	三



哲教	教育	心理學	倫理學、社會學	教育學
法	法學通論	經濟通論	概論	現行法制、憲法
英	講義	講義	講義	皇室典範
體	文法作文	文法作文	文法作文	講義
授業總時數	三三	三三	三三	三三

第四條 高等師範部ノ生徒ヲ第一種、第二種ニ別ツ

第一種トシテ入學スルコトヲ得ル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當シ入學試験ニ合格シタル者タルベシ

一、中學校ヲ卒業シタルモノ

二、專門學校入學者檢定規定ニヨル試験檢定ニ合格シタルモノ

但シ師範學校卒業者ハ義務年限終了ニ關スル地方長官ノ證明書ヲ入學願書ニ添付スベシ

三、專門學校入學者檢定規程第八條第一號ニヨリ專門學校入學ニ關スル指定ヲ受ケタル者

右第一種生タルベキ資格ヲ有スル者ニ對シテハ左ノ學科目ノ入學試験ヲ行フ

國史 國文 漢文 英語

第二種生トシテ入學スルコトヲ得ル者ハ左記第五號中ノ一ニ該當シ入學試験ニ合格シタル者タルベシ

四、小學校本科正教員、尋常小學校本科正教員並ニ小學校准教員ノ免許狀ヲ有スル者

右第二種生タルベキ資格ヲ有スル者ニ對シテハ中學校卒業ノ



程度ニ於イテ左ノ學科目ノ入學試験ヲ施行ス

國史 國文 漢文 外國史 地理

數學(算術代數幾何) 英語

第五條 相等ノ學歷アルモノニシテ本部ノ學科目中國文又ハ漢文  
ノ一ノミヲ專修セントスル者ヲ選科生トス

但シ選科生ニテモ專修學科目以外ニ本部所定ノ道義、國史、教  
育、哲學ノ四學科ハ缺クコトヲ得ズ選科生ニ對シテハ第四條  
ニ於ケル第二種生ノ入學試験ヲ準用ス

第六條 相等ノ學歷アルモノニシテ單ニ講義ヲ聽カントスル者ハ  
聽講生トシテ許可スルコトアルベシ

第七條 高等師範部第一種生ハ徵兵令ニヨリ在學中入營ヲ延期セ  
ラル

第八條 學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第九條 學年ヲ分チテ三學期トス

第一學期ハ四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二學期ハ九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三學期ハ一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第十條 休業日左ノ如シ

日曜日 祝祭日 本大學記念日(十一月四日)

春季休業(四月一日ヨリ) 夏季休業(七月十一日ヨリ)

冬季休業(十二月二十五日ヨリ)

第十一條 高等師範部ノ試験ヲ別チテ學期試験學年試験ノ二種ト

ス 學年試験ハ學年末ニ於イテ施行スルモノトス



學期試験ハ第一學期又ハ第二學期ノ末ニ於イテ每學年一回施行  
スルモノトス

第十二條 學年成績ハ各學科ニ就キ學年及ビ學期ノ成績ヲ通約シ  
テ之ヲ定ム

卒業成績ハ各學年ノ成績ヲ通約シテ算出スルモノトス

第十三條 試験ノ評點ハ百點ヲ滿點トシ各學科六十點以上ヲ及第  
トス

第十四條 生徒病氣若クハ事故ニヨリテ學年試験ヲ受ケザル場合  
ハ詮議ノ上追試験ヲ許可スルコトアルベシ

但シ追試験ヲ受ケントスル者ハ試験料金拾圓ヲ豫メ納付スベシ  
第十五條 高等師範部ノ授業料ハ一學年金九拾圓トス  
授業料ハ學年開始ノ日ヨリ一週間以内ニ納付スベシ

但シ三期ニ分納セントスル者ハ左ノ期日マデニ納付スベシ

第一期 四月二十日マデ 金參拾圓

第二期 九月二十日マデ 金參拾圓

第三期 一月十五日マデ 金參拾圓

第十六條 高等師範部卒業生ハ明治四十一年文部省令第三十二號  
ニヨリテ師範學校中學校高等女學校教員無試験檢定ヲ受クルコ  
トヲ得

第十七條 高等師範部卒業生(國文選科生ヲモ含ム)ニシテ禮典ヲ  
修了シタルモノニハ詮議ノ上皇典講究所ノ相等學階ヲ授與ス

第十八條 高等師範部卒業生ニシテ更ニ特殊ノ事項ヲ研究セント  
スル者ノ爲ニ研究科ヲ設ク

第十九條 高等師範部生徒ニ對シテハ本規定ノ外本大學ノ學則ヲ



準用ス

以上

## 一〇 附屬高等師範部研究科規程

- 第一條 高等師範部ノ卒業生ニシテ道義、國史、國文、漢文、及  
ビ本大學ニ於テ必要ト認ムル學科ニツキ更ニ深ク研究セント  
スルモノノ爲ニ研究科ヲ置ク
- 專門學校令ニヨル大學部高等師範部ノ卒業生モ亦研究科ニ入學  
スルコトヲ得
- 第二條 研究科ノ修業年限ハ二年トス
- 第三條 研究科入學志望ノ者ハ研究セントスル題目ヲ選定シ願書  
ニ之ヲ明記シ履歷書ヲ添ヘテ差出スベシ

五六

- 第四條 研究科入學志望ノ者ハ教授會ノ詮衡ヲ經テ學長之ヲ許可  
ス
- 第五條 研究科學生ハ授業料トシテ年額金參拾圓ヲ學年開始ノ日  
ヨリ一ヶ月以内ニ納付スベキモノトス
- 第六條 研究科ニ指導教員若干名ヲ置ク
- 第七條 研究科學生ハ毎年二回（一月六月）其ノ研究狀況ヲ記シテ  
指導教員ノ檢閲ニ供スベシ指導教員ハ之ニ意見ヲ附シテ學長ニ  
差出スモノトス
- 第八條 研究科學生ハ修業年限ノ終リニ於テ其ノ研究シタル題  
目ニ就キ論文ヲ提出スベシ學長ハ審査委員ヲ定メテ之ガ審査ヲ  
委囑シ合格シタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス
- 第九條 研究科學生ハ相當ノ理由ナクシテ半途退學スルコトヲ得

五七



ズ

第十條 研究科學生ニ對シテハ本規程ノ外本大學ノ學則ヲ準用ス

以上

### 一一 臨時專攻科規程

第一條 臨時專攻科ハ本大學ノ前身タリシ專門學校令ニヨル國學院大學ノ大學部高等師範部第十期(明治三十五年七月卒業)以後ノ卒業生ニシテ師範學校、中學校、高等女學校ノ教員タラントスル者ノ爲ニ須要專門ノ學科ヲ授クル所トス

第二條 臨時專攻科ハ一年ヲ以テ卒業トス

第三條 臨時專攻科ヲ歴史部ト國語漢文部トノ二部ニ分ツ

第四條 臨時專攻科卒業生ハ明治四十一年文部省令第三十二號ニ

ヨリテ師範學校、中學校、高等女學校教員無試験檢定ヲ受クルコトヲ得

第五條 歴史部ノ學科及ビ授業時數左ノ如シ

必修科目		選擇科目	
學科目	一週授業時數	學科目	一週授業時數
國史	六	倫理學史	二
東洋史	四	宗教史	二
西洋史	四	美術史	二
史學演習	二	文藝史	二
史學研究法	二	哲學史	二
社會學	二	法制史	二



備考 選擇科目ハ二科目ヲ隨意選擇スルコトヲ得  
一週授業時數ハ二十四時間トス

第六條 國語漢文部ノ學科及ビ授業時數左ノ如シ

神	祇	史	二
必	修	科	目
學	科	目	業一週授 業時數
國	文	學	演
國	文	學	史
國	文	讀	本
國	語	學	演
漢	文	學	演
四	二	二	二
文	學	概	論
神	道	學	史
東	洋	哲	學
宗	教	學	史
言	語	學	史
二	二	二	二
業一週授 業時數	二	二	二

佛	教	概	說	二
漢	文	讀	本	演
社	會	學	二	二
備考	選擇科目ハ三科目ヲ隨意選擇スルコトヲ得 一週授業總時數ハ二十四時間トス			

第七條 臨時專攻科ノ授業料ハ附屬高等師範部ニ準據ス

第八條 臨時專攻科生徒ニ對シテハ本規程ノ外本大學ノ規程ヲ準用ス

### 一一一 國學院大學學位規程

第一條 本大學ニ於テ授クル學位ハ文學博士トス

第二條 本大學研究科ニ二箇年以上在學シタル者ハ論文ヲ提出シテ學位ヲ請求スルコトヲ得



第三條 前條ニ該當スル者ノ外論文ヲ提出シテ學位ヲ請求スル者ハ願書ニ履歷書及ビ手数料金百圓ヲ添へ願出ヅベシ論文ハ一篇ニ限ル但シ參考トシテ他ノ論文ヲ附加スルハ妨ナシ

第四條 論文ノ提出アリタルトキハ學長ハ學部教員中ヨリ二名以上ノ審査員ヲ囑託シ之ガ審査ヲ行ハシム 審査ハ特別ノ事情ナキ限リ六箇月以内ニ之ヲ終了スルモノトス

第五條 審査員ハ論文審査ノ要旨ヲ添へテ學長ニ報告シ學長ハ之ヲ教授會ノ議ニ附シテ之ヲ決ス

第六條 教授會ニ於テ學位ヲ授與スベキモノト議決シタルトキハ本大學ハ文部大臣ノ認可ヲ得テ學位ヲ授與ス

第七條 本大學ニ於テ學位ヲ授與セラレタル者其ノ榮譽ヲ汚辱スル行爲アリト認ムルトキハ本大學ハ教授會ノ議決ヲ經文部大臣

ノ認可ヲ得テ學位ノ授與ヲ取消ス

第八條 學位授與若クハ授與取消ニ關スル教授會ハ教授數三分ノ二以上出席スルニアラザレバ議決スルコトヲ得ズ

第九條 學位授與ノ議事ハ出席教授三分ノ二以上教授取消ノ議事ハ出席教授ノ四分ノ三以上ノ多數ニ依リテ之ヲ決ス決議ハ無記投票ヲ以テ之ヲ行フ

第十條 學位記ノ様式左ノ如シ

學位記

族籍

氏

名

右ハ本大學研究科ニ於テ規定ノ研究ヲ卒へ論文ヲ提出シテ教授會ノ審査ニ合格セリ仍テ學位令第二條ニ依リ茲ニ文學博士ノ學



位ヲ授ク

年 月 日

學位記

國學院大學

族籍

氏

名

右ハ論文ヲ提出シテ學位ヲ請求シ本大學教授會ノ審査ニ合格セ  
リ仍テ學位令第二條ニ依リ茲ニ文學博士ノ學位ヲ授ク

年 月 日

國學院大學

### 一三 中等學校教員無試驗檢定出願心得

第一條 學部ヲ卒業シタル後中學校師範學校高等女學校ニ於ケル

修身科、國語科、漢文科、歴史科教員ノ無試驗檢定ヲ受ケント  
欲スル者ハ豫メ左ノ諸項ヲ心得置クベシ

一、修身科教員ノ無試驗檢定ヲ受ケント欲スル者ハ道義學科所  
定ノ必修科目以外、隨意科目中ニ

教育學概論

一單位

教育史概説

一單位

ヲ含メテ修了スルヲ要ス

二、國語科及ビ漢文科教員ノ無試驗檢定ヲ受ケント欲スル者ハ  
國文學科所定ノ必修科目以外隨意科目中ニ

教育學概論

一單位

教育史概説

一單位

ヲ含メテ修了スルヲ要ス



三、歴史科教員ノ無試験檢定ヲ受ケント欲スル者ハ國史學科所  
定ノ必修科目以外隨意科目中ニ

教育學概論 一單位

教育史概説 一單位

第二條 無試験檢定ヲ出願セント欲スル者ハ教員檢定ニ關スル規  
程ニ依リテ願書ヲ認メ本大學ニ提出スベシ  
學長ハ之ヲ教授會議ニ附シタル上文部大臣ニ申達ス

### 一四 高等學校教員試験檢定出願心得

第一條 學部ヲ卒業シタル後高等學校高等科ニ於ケル修身科、國  
語科、日本史及東洋史科教員ノ無試験檢定ヲ受ケント欲スル者  
ハ豫メ左ノ諸項ヲ心得置クベシ

一、修身科教員ノ無試験檢定ヲ受ケント欲スル者ハ道義學科所  
定ノ必修科目以外隨意科目中ニ

哲學 二單位

東洋哲學史 一單位

教育學 二單位

ヲ含メテ修了スルヲ要ス

二、國語科教員ノ無試験檢定ヲ受ケント欲スル者ハ國文學科所  
定ノ必修科目以外隨意科目中ニ

東洋哲學 一單位

漢文學 一單位

教育學 二單位

ヲ含メテ修了スルヲ要ス



三、日本史及び東洋史科教員ノ無試験檢定ヲ受ケント欲スル者  
ハ國史學科所定ノ必修科目以外隨意科目中ニ

- 東洋哲學 三單位
- 東洋史學 三單位
- 教育學 二單位

ヲ含メテ修了スルヲ要ス

第二條 無試験檢定ヲ出願セント欲スル者ハ教員檢定ニ關スル規  
程ニ依リテ願書ヲ認メ本大學ニ提出スベシ  
學長ハ之ヲ教授會議ニ附シタル上文部大臣ニ申達ス

### 一五 大正十三年度學部講義題目

國民道徳	田中	教授
國民道徳	河野	教授
神道(神道史)	山本	教授
神道(概論)	田中	教授
神道(神祇史)	宮地	教授
禮典	青戸	教授
哲學	見尾	講師
東洋哲學	小柳	教授
西洋哲學	三枝	講師
西洋哲學	松永	講師



倫理學	教育學	教育學概說	社會學	東洋倫理學史	西洋倫理學史	東洋哲學史	東洋哲學史(日本儒教史)	西洋哲學史	宗教學	日本宗教史	國史(現代史)
土屋	入澤	上村	今井	楠本	土屋	小柳	岩橋	見尾	加藤	荻野	澤田
講	講	講	講	講	講	教	講	講	講	教	教
師	師	師	師	師	師	授	師	師	師	授	授

國史(德川時代)	國史(安土桃山)	國史(院政時代)	國史(上代概觀)	國史(日本文明史)	法制史(日本)	東洋史	東洋史	西洋史	西洋史	史學研究法	古文書學
井野邊	渡邊	龍板	黒板	辻	植木	松井	箭内	内藤	森田	内藤	伊木
講	教	講	講	講	教	教	講	教	教	教	教
師	授	師	師	師	授	授	師	授	授	授	授



文學概論	國文學史(明治時代)	國文學史(化政時代)	國文學史(劇史)	口文學史(平安朝時代室町時代)	國語學	國語學(文法ノ研究)	言語學	日本音韻學史	刑法	經濟學	教育史
石幡	藤村	山崎	高野	折口	金澤	松下	金田	金澤	吉田	中村	春山
講	教	教	講	教	教	講	一	教	講	講	講
師	授	授	師	授	授	師	授	授	師	師	師

日本美術史	國學史	日本音樂史	史	漢文學史	帝國憲法及皇室典範	新聞學	道義演習(本邦漢學ノ沿革)	國史演習(古事記)	國史演習(史籍解題)	國文演習(源語氏物)	國文演習(萬葉集)
藤懸	河野	田邊	坪井	鹽谷	井上	鈴木	小柳	松本	和田	折口	折口
教	教	講	講	講	講	講	教	教	教	教	教
授	授	師	師	師	師	師	授	授	授	授	授



一六 豫科各學年授業

第一學年

英語講讀	英語講讀	漢文講講	作歌	作文	國文法	國語講讀	國語講讀	國民道德
大宮	坂井	福原	折口	山崎	山崎	折口	山崎	河野
講	教	教	教	教	教	教	教	教
師	授	授	授	授	授	授	授	授

東洋文化史	西洋文學演習(獨文學)	西洋文學演習(英文學)	漢文演習(傳習錄)	漢文演習(書經詩經)	漢文演習(易經禮記)	漢文演習(老子莊子)	國文演習(詔勅ノ樣式)	國文演習(近世文學研究)	國文演習(伊勢物語)	國文演習(祝詞宣命)
松井	西田	太田	宮內	池田	池田	宮內	宮西	山崎	金子	下田
教	教	講	教	講	講	教	教	教	教	教
授	授	師	授	師	師	授	授	授	授	授



英文法及英文作文

獨逸語

國史

東洋史

心理學

論理學

法學通論

劍道

柔道

弓道

坂井

西田

大森

松井

松永

松永

西川

佐藤

三船

谷

坂井 西田 大森 松井 松永 松永 西川 佐藤 三船 谷 講 講 講 講 講 講 講 講 師 師 師 師 師 授 師 授 授

第二學年

國民道德

國語講讀

國語講讀

國文法

作文

漢文講讀

英語講讀

英語講讀

英文法英文作文

獨逸語

國史

河野

山崎

折口

山崎

山崎

福原

尾崎

大宮

尾崎

西田

高柳

河野

山崎

折口

山崎

山崎

福原

尾崎

大宮

尾崎

西田

高柳

河野 山崎 折口 山崎 山崎 福原 尾崎 大宮 尾崎 西田 高柳 講 講 講 講 講 講 講 講 講 講 師 師 師 師 師 授 師 授 授



漢 唐 十 論 唐 作 作 國 古 古 現 謠  
 作 詩 八 宋 宋 文 事 今 代 且  
 文 選 史 家 家 法 記 文 抄 曲  
 文 選 略 文 文 法 記 抄 曲

高 宮 福 齋 福 金 齋 高 松 金 折 齋  
 內 原 藤 原 子 藤 橋 本 子 口 藤  
 講 教 教 教 教 教 講 教 教 教 教  
 師 授 授 授 授 授 授 師 授 授 授 授

西 洋 史  
 哲 學 概 論  
 經 濟 通 論  
 劍 道  
 柔 道  
 弓 道

一七 高等師範部各學年授業

第一學年

增 國 國民道 德  
 平 家 物 語  
 鳥 金 河 野  
 野 子 野  
 教 教 教  
 授 授 授  
 谷 三 佐 江 松 內  
 船 藤 刺 永 藤  
 講 講 講 講 講 教  
 師 師 師 師 師 授



左	大	孟	支	作	作	國	國	新	日	枕	大
文	學	子	那	歌	文	文	文	古	本	草	鏡
傳	中	子	俗	文	法	學	學	今	書	子	
	庸		文			史	集	集	紀		

宮	小	堀	松	武	鳥	松	折	鳥	松	金	鳥
內	柳	江	井	島	野	下	口	野	本	子	野
教	教	講	教	講	教	講	教	教	教	教	教
授	授	師	授	師	授	師	授	授	授	授	授

國	弓	柔	劍	英	英	英	法	論	心	國
民	道	道	道	文	語	語	學	理	理	史
道	道	道	道	法	講	講	通	學	學	
德				文	讀	讀	論	學	學	

國民道德 第二學年

田	谷	三	佐	坂	坂	尾	西	松	松	植
中		船	藤	井	井	崎	川	永	永	木
教		講	講	講	教	教	講	講	講	教
授		師	師	師	授	授	師	師	師	授



漢文學史	漢文	國史	倫理學	社會學	哲學概論	經濟通論	英語講讀	英文法英作文	劍道	柔道	弓道
小柳	高植	松永	今井	松永	江刺	尾崎	坂井	佐藤	三船	谷	
教授	講師	教授	講師	講師	講師	教授	教授	講師	講師	講師	
授	師	授	師	師	師	師	授	授	師	師	師

國民道德	源氏物語	祝詞	萬葉集	國文學史	言語學聲音學	祝詞作文	作歌	國文演習	支那俗文	詩經書經
田中	折口	宮西	武田	山崎	金一	宮西	千葉	鳥野	松井	池田
教授	教授	教授	講師	教授	教授	教授	講師	教授	教授	講師
授	授	授	師	授	授	授	師	授	授	師

第三學年







佛教概説  
國本語學

島地教授  
金澤教授

一九 皇典講究所國學院大學職員氏名

所長

法學博士 一木喜徳郎  
本郷、曙町、七  
電、小石川、(七七七七)

學長

文學博士 芳賀矢一  
小石川、竹早町、三三  
電、小石川、(三三八〇一)

専務理事

桑原芳樹  
市外、中濠谷、神山、七七四

主事

堀江秀雄  
本郷、西片町一〇、(五)一

同

氷室昭長  
市外、下落合、一五〇一ノ一

學生監

文學士 太田虎一  
牛込、原町、三ノ五九  
電、牛込(九一四)

主事心得

平野幸太郎  
小石川、久堅町、三

書記

日高利平  
小石川、久堅町、三

同

泉田荒吉  
麻布、斧町、一八〇、旭館

同

山崎正之助  
市外、下濠谷、二二九、二宮方

同

二宮勘藏  
市外、下濠谷、羽根澤、二二九



清水谷公揖

市外、代々幡、代々木、二〇〇

鮫島重宗

麻布、材木町、一二

高橋壽

牛込、原町、一ノ六三

同

同

同

豫科部長 文學士 松井等

牛込、矢來町三、中ノ丸八號

高等師範部長

鳥野幸次

市外、長崎村荒井、一八八一

圖書館主任

澤田章

赤坂、青山南町、五ノ四五

校醫

小川徳與

市外、下澁谷、五七二

### 二〇 教授講師氏名 (五十音順)

#### 一、教授

專任教授

植木直一郎

赤坂、青山北町六ノ五〇

河野省三

麴町、飯田町五ノ三〇、飯田館

文學博士 金澤庄三郎

本郷、曙町、七



文學士 金子元臣  
小石川、白山御殿町二一〇  
 電、小石川(六五二六)

文學士 金田一京助  
本郷、眞砂町、二三

文學士 坂井正一  
本郷、駒込動坂、三二七

文學士 鳥野幸次  
市外、長崎村荒井、一八八一

文學博士 鳥居龍藏  
麻布、霞町、二一

文學士 內藤智秀  
牛込、東五軒町、四五

文學士 西田宏  
市外、下澁谷羽根澤、二二六

文學士 福原龍藏  
市外、池袋、三五八

文學博士 松本愛重  
市外、青山穆田、一六

文學士 松井等  
牛込、矢來町三、中ノ丸八號

文學士 宮内黙藏  
赤坂、青山北町、四ノ八四

文學士 宮西惟助  
本郷、駒込林町、四〇

文學士 山崎麓  
本郷、湯島兩門町、一三

文學博士 小柳司氣太  
市外、雜司ヶ谷、淺井原、九七四  
 九四七



兼任教授

文學士尾崎忠男  
 小石川、第六天町、二三  
 折口信夫  
 市外、下澁谷羽根澤、一八五  
 青戸波江  
 市外、下澁谷、三一五  
 文學士伊木壽一  
 本郷、千駄木町、五七  
 齋藤惇  
 小石川、雜司ヶ谷金山、三三二  
 澤田章  
 赤坂、青山南町、五ノ四五  
 島地大等  
 小石川、原町、二七  
 電、小石川(五二九五)

文學博士山下義照  
 市外、巢鴨、三ノ二七  
 文學博士田中義能  
 小石川、白山御殿町、一〇七  
 文學士藤懸靜也  
 市外、澁橋柏木、九三〇  
 九二九  
 文學博士藤村作  
 市外、千駄ヶ谷、五七四  
 五三八  
 文學博士宮地直一  
 市外、代々木山谷、一七五ノ一  
 文學士森田鐵三郎  
 市外、田端、六五三  
 文學博士山本信哉  
 市外、澁橋角筈、七二五



文學博士 和田 英 松  
市外、中野桃園、三三〇〇  
 杉原村高田、五三八  
 文學博士 渡邊 世 祐  
小石川、林町、九五  
 文學士 荻野 仲 三 郎  
本郷、曙町七、ろノ五號  
 師 立 收  
 法學士 足立 收  
市外、高田町、葉鴨、三五五八  
 池田 四郎 次郎  
牛込、市谷富久町、九三  
 文學士 石幡 五 郎  
市外、下澁谷、一一五八  
 文學士 今井 時 郎  
市外、下落合七〇七徳川邸内

二講

文學士 岩橋 遵 成  
小石川、金富町、一六  
 文學士 入澤 宗 壽  
市外、田端西壘、六三〇  
 法學士 江刺 喜 四 郎  
麻布、市兵衛町、二ノ二七  
 文學士 太田 善 男  
牛込、市谷富久町、七一  
 大塚 承 一  
牛込、原町、二ノ七一  
 文學士 大宮 健 太 郎  
市外、中野町橋場、二七二六  
 文學士 大森 金 五 郎  
市外、高田町高田、一一三七



高 於 菟 三  
 本郷、彌生町、三  
 文學博士 加 藤 玄 智  
 小石川、丸山町一  
 電、小石川(二〇七)  
 文學士 上 村 福 幸  
 市外、杉並村、九八六  
 文學博士 黒 板 勝 美  
 市外、中澁谷中壺、五三三  
 電、青山(八六八)  
 文學士 楠 本 正 繼  
 埼玉縣、浦和高等學校内  
 文學士 佐 藤 義 遵  
 市外、大森町山王壺、二三三五  
 文學博士 鹽 谷 温

鈴 木 文 四 郎  
 市外、上落合、四七〇  
 電、四谷(三四四〇)  
 高 野 辰 之  
 市外、代々木中山谷一六七  
 電、四谷(七六二)  
 高 柳 光 壽  
 市外、葉鴨宮仲、二二四三  
 文學士 武 島 又 次 郎  
 小石川、原町、一六  
 電、小石川(四三一二)  
 武 田 祐 吉  
 市外、葉鴨宮仲、二二四三  
 理學士 田 邊 尙 雄  
 市外、下落合、五四六  
 谷 仙 吉



千 葉 胤 明

四谷、南町、九

文學博士 辻 善 之 助

市外、戸塚町、七八三  
電、牛込(一五七八)

文學博士 坪 井 九 馬 三

本郷、彌生町、三  
電、小石川(二五四〇)

文學士 土 屋 幸 正

本郷、お茶の水、女子高師官舎

經濟學士 中 村 至 建 道

本郷、彌生町、三、彌生館内

法學士 西 川 一 男

市外、西大久保、三〇〇

文學博士 春 山 作 樹

小石川、竹早町、七一  
電、小石川(六〇〇九)

文學士 松 永 材

井荻村、下荻窪、三六〇

松 下 大 三 郎

麴町、四番町、六

三 船 久 藏

小石川、中富坂町、一九

文學士 見 尾 勝 馬

小石川、表町、一〇九

文學士 三 枝 博 音

市外、上落合、四九七

文學博士 箭 内 互

小石川、林町、六六

法學士 吉 田 常 次 郎

市外、千駄谷、九八三



文學士 賴

成

小石川、久堅町、七四 警我書院

文學士 龍

肅

小石川、中富坂町、一九

法學士 井

上 孚 磨

小石川、水道端町、二ノ六四

井 野 邊 茂 雄

牛込、矢來町、九

### 二二 國學院大學商議員氏名 (五十音順)

赤 司 鷹 一郎

本郷、春木町、三ノ二六  
電、小石川、三八〇九

青 戸 波 江

市外、下連谷、三一五

石 川 岩 吉

府下、高田町高田、一六三四  
電、牛込、一二〇

市 村 瓊 次 郎

府下、戸塚町、諏訪森

上 田 萬 年

下谷、谷中清水町、一七

植 木 直 一郎

赤坂、青山北町、六ノ五〇

河 野 省 三

麴町、飯田町、五ノ三〇、飯田館

神 崎 一 作

府下千駄ヶ谷、六五五

澤 田 章

赤坂、青山南町五ノ四五



男爵千

秋季隆

市外、千駄ヶ谷宿、一七〇、一三號  
電、青山(一四〇)

塚本清治

赤坂、新坂町、三二

服部宇之吉

府下、戸塚町諏訪、二四五

松浦鎮次郎

小石川、茗荷谷町、四九  
電、小石川(三一〇〇)

松本愛重

府下、青山糴田、一六

三上參次

本郷、駒込林町、一六九  
電、小石川(四六〇〇)

宮西惟助

本郷、駒込林町、四〇

山本信哉

府下、淀橋角筈、七二五

小柳司氣太

市外、雜司ヶ谷淺井原、九七四

折口信夫

市外、下谷谷羽根澤、一八五



三三 學生生徒氏名 (五十音順)

道義科 學部

宮崎	石川	島根	山形	福岡	石川
海部 毅定	河崎 正直	鳥村 萬舞	北條 昌信	青山 林之助	川口 元亮

以上大正十一年度

岐阜	福岡	福岡	新潟	島根	山形
篠原 四郎	高山 七良太	西田 重一	松山 俊親	足立 茂	梅本 寛一

以上大正十二年度

兵庫	福岡	福岡	東京	東京	東京	東京	東京	東京
古瀬 眞喜太郎	二藤 茂雄	渡邊 角一	有馬 敏四郎	大原 武雄	齋藤 直芳	白石 知男	神武 秀兼	中川 政治

以上大正十三年度

愛知	奈良	福岡	山口	東京	静岡	東京	東京	東京
水野 興圓	中川 政治	神武 秀兼	白石 知男	齋藤 直芳	大原 武雄	有馬 敏四郎	有馬 敏四郎	有馬 敏四郎

東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京
宮崎 茂樹	森 房人	島崎 正美	青柳 俊二	植松 尊慶	川浦 操	小松 操	古曾部 紀	筑土 鈴寛	富田 道一	畑 徳久	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京

以上大正十一年度



茨城	瑞比古	埼	古橋實見	岐阜	宮川馨	大坂	和田道之助	愛知	横井玄宗	選科	千葉	澤田總明	東京	松浦治	國文	大分	大津秀雄	廣島	木村茂
----	-----	---	------	----	-----	----	-------	----	------	----	----	------	----	-----	----	----	------	----	-----

以上大正十二年度

山梨	久保寺逸彦	富山	小柴值一	栃木	櫻木忠雄	高知	杉本建夫	富山	高崎正秀	栃木	谷口茂	東京	中島悅次	兵庫	廣嶺胤忠	神奈川	福田道信	香川	細川清	沖繩	宮良當壯	島根	渡邊統一
----	-------	----	------	----	------	----	------	----	------	----	-----	----	------	----	------	-----	------	----	-----	----	------	----	------

一〇六

山形	天野義郎	徳島	伊勢武市	静岡	内海信次	北海道	江波熙	千葉	川名良雄	佐賀	金原利作	東京	桑田忠親	福岡	熊懷武文	福岡	才所徳次	大坂	笹谷良造	東京	酒井功
----	------	----	------	----	------	-----	-----	----	------	----	------	----	------	----	------	----	------	----	------	----	-----

以上大正十一年度

富山	神保至純	静岡	高田高	長野	中山政高	愛知	服部冬男	神奈川	畑宗一	長野	宮澤潔久	福岡	山崎幸夫	福岡	能村潔	岡山	松本義正	愛知	石川彌太郎	静岡	伊藤忠三郎
----	------	----	-----	----	------	----	------	-----	-----	----	------	----	------	----	-----	----	------	----	-------	----	-------

以上大正十二年度

一〇七



香川	愛知	宮城	岐阜	静岡	佐賀	群馬	北海道	愛媛	群馬	新潟	福岡
中尾	中村	高崎	關下	鈴木	白濱	烏田	佐々木	久米	久保田	銀林	上野
首登	登三	三節	守節	隆夫	增夫	治郎	武次	慶治	安治	美樹	正澄
廣島	福岡	三重	神奈川	東京	廣島	福岡	岩手	東京	東京	栃木	京都
井川	本山	本居	向井	宮西	宮王	松尾	藤平	平岡	春田	花塚	丹羽
義夫	三男	彌生	晃義	惟喬	重丸	博	文彦	好正	健一	豐	菊太郎

東京	兵庫	大分	宮崎	宮城	奈良	福岡	千葉
大石	奥野	森	内村	今井	今西	葦津	青野
良興	高廣	登	正信	通郎	啓次郎	正之	三郎
愛知	山梨	新潟	佐賀	東京	愛知	栃木	鳥取
小林	小池	久我	久保	岸本	加藤	河野	尾川
照順	藤五郎	久丸	正刀	芳雄	菅根	信夫	敬止

以上大正十三年度

第二學年  
大學  
豫科



山口	東京	富山	島根	東京	千葉	福島	兵庫	山梨	臺灣	大分	宮城
佐伯敬紀	島田春雄	上銘三郎平	須佐建愛	須崎茂	鈴木睿順	高坂太郎	田川豐明	武川善次郎	武井正一	田近孝	高橋秀治
福岡	長野	新潟	佐賀	大分	東京	山形	北海道	德島	岐阜	熊本	東京
筑紫豐	東條清	富樫謙爾	西村芳雄	祝宮靜	平岩東四郎	本間順治	星野一彦	細川勝好	牧信行	松田茂穂	松本勝三

靜岡	神奈川	福岡	長野	香川	北海道	和歌山	福島	島根	鹿兒島	枳木
松井正之	一寸木幹愛	宮崎勇藏	向山武男	山地義秋	柳川德藏	岡本佐氏雄	荒蕃廣	赤川安政	泉正人	伊藤猛
香川	岐阜	東京	熊本	山梨	京都	新潟	熊本	島根	山口	山形
龜井彌三郎	國枝正雄	久我通顯	坂本健一	清水秀明	澁谷繁	隅田覺治	杉谷正倫	千家經麿	多田義男	大乘寺良文
田坂誠喜										

第一學年



第三學年 高等師範部

長野	山形	愛知	新潟	大坂	新潟	兵庫	福岡	新潟
岩井雄一	岩松文彌	伊藤雅夫	市橋春吉	石走倉夫	石井康治	秋末政次郎	秋山太郎	籃原嚴

山形	島根	石川	大分	東京	静岡	岡山	福井	福島
----	----	----	----	----	----	----	----	----

遠藤震太郎	海野俊夫	上田外男	上田一正	内納孝周	白井直之	稻毛宥元	乾勝榮	飯塚清
-------	------	------	------	------	------	------	-----	-----

富山	長崎	山口	兵庫	長崎	福島	宮城	山口	石川	山梨	徳島	長崎
宮崎寛三	松村一三	藤井貞文	藤岡正弘	服部佐	服部佐	中澤武	永田東一郎	中村浩	中川公	都築頼助	月川日向

愛知	石川	山形	群馬	栃木	東京	大阪	佐賀	大分	三重	佐賀
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

宮坂好次	橋本外雄	笈掛操	小河原幸夫	渡邊幸	山本鍊藏	山畑阿義夫	本村瑞應	森山等	村田正志	宮原清
------	------	-----	-------	-----	------	-------	------	-----	------	-----



茨城	新潟	神奈川	鹿兒島	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	愛知	茨城	山形
川俣	鹿野	加藤	上飛田	香月	寛	角田	仰木	奥村	太田	大高	遠藤
和	隆	國藏	將	善二	利彦	千里	元德	彌太郎	孝一	一	茂
山口	青森	大分	岩手	福山	福岡	東京	大坂	東京	朽木	熊本	愛知
國本	工藤	清成	菊池	木村	城戸	河原	川中	金子	川田	甲斐	川端
友義	祐次	智納	一	九左衛門	傳	國光	金藏	一	繁	連	一夫

埼玉	長崎	千葉	和歌山	石川	大分	鳥取	島	群馬	佐賀	岐阜	富山
島田	佐藤	佐々木	佐武	齋藤	佐保	佐々木	佐々木	小屋	古賀	栗田	栗山
禎二	松次郎	一太郎	安一	武雄	修	重憲	忠雄	民三	專一	周三	教英
群馬	愛知	東京	長野	千葉	秋田	山形	愛知	香川	廣島	島根	青森
長島	富安	道鎮	士谷	塚本	田村	田島	武田	末繼	清水	島雅	眞藤
英夫	鳳一	實	剛	米雄	巖	賢亮	孝義	秀一	圭二	雅夫	勝美



熊本 福岡 朽木 青森 山口 鳥取 青森 長崎 兵庫 佐賀 福岡 長崎

中光 登芽夫 中島 鎮雄 二宮 林昌 新館 宏 野村 清胤 野見 雄吉 橋本 誠一 林田 重喜 長谷川 米藏 原田 欽典 萩原 豐 馬場 春海

香川 長野 佐賀 愛知 福岡 兵庫 東京 岡山 熊本 愛知 福岡 滋賀

馬場 正應 平田 龍夫 平野 良義 平野 昇平 平井 保彦 平尾 須美雄 廣田 春久 井平 乙磨 堀田 喜一 松田 貫道 松本 武雄 前川 尙憲

福岡 新潟 長崎 大分 京都 宮城 兵庫 兵庫 神奈川 福島 和歌山 鳥取

牧邦雄 榎祖海 松島 眞 水口 忠孝 宮後 藤次郎 宮野 郁 村田 市左衛門 村田 英夫 村崎 勇 宗川 董山 森下 實之助 森川 忠良

佐賀 青森 新潟 福井 德島 東京 福岡 長野 長野 福岡 靜岡 和歌山

森俊生 安田 千代吉 山崎 喜久治 山内 眞 山口 定美 山崎 誠 山見 藤吉 橫山 三穗 吉池 安治 盧道 哉 和田 裕 和田 靜信



長野	山口	甲組	京都	選科	福島	乙種	宮城	山梨	東京	埼玉
伊東進	伊木孝夫		廣瀬伯紀		蛭田義治		小野寺健兒	小澤增衛	尾崎嘉七	井口政之助

德島	静岡	佐賀	福岡	愛知	三重	静岡	長崎	千葉	大分	新潟	福岡
金澤	勝又平作	梶山忠雄	加來琴路	大野勳	大合宗童	大澤心一	上野綱敏	内田康幸	宇喜田洗	池内榮治	伊藤文雄

京都	長野	愛知	豊玉	石川	廣島	香川	大坂	岡山	新潟	宮崎	崎玉
櫻井家文	小山林造	小林浩雄	小島保佐	兒島卓	桑田豊	草薙金四郎	行司久太郎	喜多島幸夫	岸野直樹	甲斐滿秀	金鑽守雄

三重	和歌山	新潟	和歌山	大分	福岡	山口	山梨	山口	山形	長崎	愛知
田畑正直	田中春次	高橋達治	高橋博	高津肇	高崎爲弘	鈴木民藏	鈴木文雄	白石信	神保政次郎	篠崎運美	佐藤正一



廣島 福岡 山形 兵庫 廣島 島根 兵庫 山梨 大阪 熊本 北海道 千葉

山根光人 山田佐武郎 山内健 山下毅 吉村密 吉岡有宜 吉井樽雄 和田敬喜 岡山政直 尾崎信行 岡島重義

選科 長野 島根 福岡 鳥取 大分 福岡 香川 熊本 大分 神奈川

今村豊幸 金本慶久 田村克喜 渡邊保一 松田愛知 三浦四郎 矢原高幸 緒方賤夫 山上扶治助 角井保道

福岡 香川 福岡 群馬 廣島 朽木 大分 山形 青森 宮城 長野 茨城

堤三郎 堤真一 寺岡智 寺崎彌三郎 土居齋 中里魚彦 中島力 中瀬善直 中美春治 長田雅三郎 長沼義人 仲田慎一

福岡 福岡 石川 靜岡 島根 佐賀 香川 福岡 長崎 千葉 山形 熊本

新妻熊男 則松萬喜雄 長谷勝義 長谷川德仙 平岡松彦 福田章 藤澤貞美 松平祐道 三宅保男 三門健一 村川幹太郎 本山末房



乙組

愛知 山形 千葉 佐賀 埼玉 三重 宮城 埼玉 高知 神奈川 静岡 鹿兒島

新井運馬 阿部新 池田森夫 今井七郎 石川吉幸 磯部勇雄 市村國三郎 上野富千代 上原俊一 大國哲郎 大乘一男

山梨 德島 山梨 大阪 福岡 廣島 福岡 熊本 京都 福岡

奥山震一 川人國雄 萱沼董次 河村富造 梯村猛 川上正盛 菅忠道 木下志米吉 木村之雄 木下鼎 久保田正孝 久保田高嶺

愛知 山形 千葉 佐賀 埼玉 三重 宮城 埼玉 高知 神奈川 静岡 鹿兒島

栗木海城 栗田秀雄 越川銈一郎 古賀圓藏 小島克史 郷司秀男 齋藤堅 清水融昌 下村正喜 鳴原馨 杉森正一 末富東作

長野 山形 大阪 岡山 秋田 茨木 埼玉 長野 愛媛 青森 青森 島根

關丈夫 建部俊次郎 田中稔太 田中稔太 高橋孝二 長南俊雄 角田軍治 場原喜代治 寺川千秋 戶田重夫 豐田年 長崎元久



第一學年

奈良 島根 滋賀 岡山 福井 新潟 愛媛 北海道 滋賀 群馬 千葉

芦村 豊夫 阿部 眞幸 青山 重晃 青木 巍 網田 陸 足利 志文 淺海 逸三 磯野 金郎 伊藤 好勝 池田 五郎 石崎 貨司

岐阜 群馬 廣島 三重 福島 長崎 岡山 京都 廣島 佐賀 東京 奈良

乾 英之助 磯貝 角五郎 石岡 久夫 岩本 利三郎 石川 益夫 生駒 大五郎 稻垣 榮三 出露路 敬豐 池田 武 石井 正人 宇佐美 福太郎 上田 利雄

福岡 宮崎 鹿兒島 福島 佐賀 福岡 島根 長野 岩手 千葉 新潟 福岡

中原 武次 檜木 範行 中摩 仙 永山 定尾 西山 貞實 根來 直記 野津 幸登 林二 三彦 平野 浩一郎 平野 明治 肥田 野巽 藤本 孝任

長崎 長崎 鳥取 佐賀 神奈川 神奈川 新瀉 鹿兒島 愛媛 東京 熊本

松尾 三郎 松尾 孫一 松原 壽治 滿 武三郎 守屋 光春 持田 良循 山田 喜代馬 柚木 隆治 吉田 喜一 後藤 久 安達 松喜



和歌山 宮城 宮城 長崎 山梨 長崎 埼玉 福岡 廣島 福岡 福岡 島根

大西英三 大友幸安 大友稜成男 乙咩明雄 萩原德峯 長田二郎 金子欣一 加來均 加藤顯二 加藤誠次 金川明敬 春日正光

德島 埼玉 廣島 岐阜 石川 佐賀 新潟 京都 愛知 福岡 德島 岡山

河野朝雄 鴨田清 門田正人 川島吉太郎 加藤清代 金ヶ江達之助 菊地隆次 岸本參吾 桐畑捨三郎 清藤實 久米誠二 久山勝和

福岡 東京 熊本 福岡 福岡 長崎 長崎 秋田 和歌山 長野 廣島 岐阜

久保慶次 草野峻 久我義矩 草野靜意 久貫狷介 小松義樹 近藤益雄 今弘助 小山元一 小松義人 兒玉眞男 後藤元

佐賀 千葉 千葉 長崎 東京 東京 鳥取 東京 兵庫 山梨 石川 佐賀 島根

小石哲夫 齋藤操 佐藤實 酒井一 齋藤直成 坂本修一 櫻井久次郎 酒井千春 佐々木孝男 清水安彦 篠原久生 清水千秋



山口 福岡 石川 福岡 東京 滋賀 福岡 沖繩 静岡 福岡 茨城 岡山

高山精一 田中榮一 田保橋凱磨 田代政門 谷治忠次郎 竹崎房雄 田仲道生 田港朝明 土屋敬治 堤貞義 寺田倉之助 出口茂雄

長崎 東京 廣島 山梨 山梨 新潟 岡山 佐賀 群馬 埼玉 德島 富山

出口忠 寺内嘉子三 富吉秀夫 中府譽 永田英一 長嶺文省 中村恒夫 中村圓治 中山三郎 西澤昱道 西川義廣 西山傳晴

石川 神奈川 長野 岡山 佐賀 愛知 千葉 鹿兒島 鳥取 愛媛 島根 愛知

清水俊雄 椎谷健 島田榮一 清水二郎 志波貞雄 鈴木久男 鈴木光亮 住正道 瀬島亮 玉井正慎 竹本健夫 高橋惠峴

熊本 茨城 新潟 石川 鹿兒島 京都 千葉 岡山 沖繩 愛知 新潟 長野

立山正光 高田五兵衛 高野幸二郎 竹谷政雄 田野邊守男 田中文清 谷上勝太郎 谷口法雲 田端一村 竹尾了司 高島良臣 田畑邦男



長野 東京 福岡 福岡 福岡 德島 岡山 千葉 香川 福岡 京都

松田千里 前羽清尊 松本英二 松尾勝榮 圓谷正次 眞有輝雄 増谷忠見 丸池元助 宮崎薫 宮本朝浪 水崎淳一 水田修一郎

三重 朽木 岐阜 福岡 東京 長野 福岡 宮城 岡山 愛媛 秋田 福岡

水谷次郎 室井休 村山四郎三郎 森山馨 本橋進 柳原亨平 安永敬夫 山内太郎 山田隆志 山本一信 山内俊一 山本勝治

朽木 廣島 埼玉 静岡 廣島 長崎 兵庫 三重 佐賀 石川 佐賀 茨城

仁平常治 貫井量省 野口又作 野末誠一 野上敏鷹 野田開治 林三郎 橋爪幸郎 橋本正香 橋本外雄 原正男 荷見重泰

長崎 岡山 岩手 福岡 岡山 熊本 島根 長野 長野 大分 佐賀 兵庫

林富久一 平松強哉 平野貞 廣重茂 久次勝利 平山信郎 藤脇進 丸山眞幸 松澤安藏 松永三之 馬郡健智 前田回天



茨城	埼玉	廣島	福岡	福井	福島	廣島	山口	宮城	長崎	鳥取	鹿兒島
小澤三郎	遠藤專壽	猪原彰	猪飼一男	横超乘雲	渡邊宗綱	吉原傳見	吉田爲利	横井質義	吉田幸平	山口辰男	山口剛夫

千葉	東京	岡山	東京	三重	佐賀	富山	千葉	香川	茨城	山口
磯貝	梶	山本	千葉	小串	小柳	岡村	尾川	岡田	岡野	小野
潑	瑞穂	雅章	胤茂	重明	弘之	重安	靜秀	實	德壽	道治

島根	東京	愛媛
桑垣武嘉	佐竹正雄	竹内久明

兵庫	長崎	神奈川
岡本平二	庄司杉日	小野輝雄

國語漢文部  
臨時專攻科

長野	栃木	青森	東京	東京	新潟
荒木治三郎	上野通郷	上村松五郎	河野通西	白井重嗣	島山裕

崎玉	福島	東京	静岡
福島彌術	吉田清	中村節	杉浦憲司



附屬高等師範部研究科生徒氏名

(入學順)

(新潟)	西片但三	(福岡)	山根緝一郎
(千葉)	石川富士雄	(北海道)	松橋祐藏
(新潟)	福原龍藏	(新潟)	矢尾板敦
(島根)	朝山浩	(青森)	石井昌胤
(山口)	岡部建介	(石川)	武部久也
(千葉)	飯田秀真	(長野)	武田政一
(千葉)	鈴木董	(東京)	谷川磐雄
(岡山)	香西大見		
(大阪)	牛島軍平		
(千葉)	澤田總清		

國學院大學教授會規程

第一條 本大學教授會ハ學部教授會豫科教授會高等師範部教授會ノ三トス

第二條 教授會ハ教授ヲ以テ組織シ學長コレガ議長トナル學長ニ於イテ必要ト認メタルトキハ教授以外ノ講師職員ヲモ列席セシムルコトヲ得

第三條 學部教授會ハ左ノ事項ヲ審議ス

- 一 學部ノ學科課程ニ關スル事項
- 二 學部ノ試験及ビ成績ニ關スル事項
- 三 學位授與及ビ取消ニ關スル事項
- 四 其ノ他學長ヨリ諮詢シタル事項



第四條 豫科教授會並ニ高等師範部教授會ノ審議事項ハ第三項ヲ除ク外前條ノ規程ニ準ズ

第五條 學部教授會ハ毎月第一火曜日豫科教授會ハ毎月第二水曜日高等師範部教授會ハ毎月第三木曜日トス(七八月ヲ除ク)

但シ議事ノ要件ナキトキハ前日マデニ休會ヲ通知スベシ  
學長ニ於イテ必要アリト認メタルトキハ臨時ニ教授會ヲ開クコトアルベシ

第六條 學長ニ於イテ必要ト認メタルトキハ本大學全部ノ教員總會ヲ召集スルコトアルベシ

### 國學院大學商議員會規程

第一條 財團法人皇典講究所規則第二十六條及ビ第四十一條ニヨ

リ本大學ニ商議員會ヲ設ケテ學長ノ諮詢ニ供フ

第二條 商議員會ハ本學ノ關係者及ビ本學ノ趣旨ヲ贊襄セル者若干名ヲ以テ組織ス

第三條 商議員ハ學長ノ推薦ニヨリテ所長之ヲ囑託ス

第四條 商議員會ハ學長ノ諮詢ニ對シテ左ノ事項ヲ審議ス

- 一 學則ノ改正ニ關スル事項
  - 二 教授及ビ講師ノ囑託解囑ニ關スル事項
  - 三 其ノ他學長ニ於イテ必要アリト認メタル事項
- 第五條 商議員中常任委員拾名ヲ置キ隨時緊急ナル事項ヲ審議ス
- 第六條 常任委員ハ商議員ノ互選トシ任期ヲ三箇年トス  
但シ再選スルコトヲ得

第七條 商議員會及ビ常任委員會ニハ皇典講究所專務理事皇典講



究所並ニ國學院大學主事國學院大學豫科部長高等師範部長其ノ  
議ニ參與ス

## 大正十三年度學事報告

(大正十三年三月二十二日)

我ガ國學院大學ハ財團法人皇典研究所ノ經營セル一事業ナリ。明治二十三年其ノ教育部ヲ擴張シテ創立セラレタルモノニシテ、同二十六年初メテ卒業生ヲ出シ、本日ハ第三十二回ノ卒業式ヲ舉グルニ至レリ。本日卒業證書ヲ受クル者ハ高等師範部七十九名内本科生七十三名ヲ乙種生一名選科五名。豫科修了生三十七名。臨時專攻科四名。研究科二名ナリ。本學各部ノ修業期間ハ大學豫科二年、學部三年、高等師範部ハ三年、臨時專攻科ハ一旦卒業シタル

上更ニ學術ヲ專攻セントスル者ノ爲ニ一昨年四月臨時ニ開設シタルトコロニシテ一個年ノ修業ナリ。研究科モマター一旦卒業シタル上更ニ深ク特殊ノ題目ニ就イテ研究セントスル者ノ爲ニカネテ開設セルトコロニシテ修業期間二個年以上ナリ。本年度ニオイテハ未ダ學部ノ卒業生ヲ出サズ。右卒業生ノウチ學業操行共ニ優良ニシテ優等賞ヲ受領スル者ハ高等師範部竹内秀雄、宇野道俊、國澤浩、豫科花塚豊、宮西惟喬ノ五名ニシテ、此ノ中最優等者竹内秀雄ハ總裁久邇宮殿下ヨリ特ニ御賞與ヲ拜受ス

本學年度末ニ於ケル學生生徒ノ總數ハ本日卒業スル者ヲ合セテ五百五十一名ナルガ内學部七十一名、豫科八十名、高等師範部三百七十五名、臨時專攻科四名、研究科二十一名ナリ。

專門學校令ニヨル國學院大學ノ高等師範部ハ來學年度ヨリハ、大



學令ニヨル本學ノ附屬ニ改ムベク隨ツテ其ノ專門學令ニヨル國學院大學ハ自然廢校トナルニ至レリ。本學高等師範部ノ卒業生ハ大正七年文部省令第三號ノ第二條第四號ニヨリ高等學校、大學豫科ト同等以上ノ資格アルモノトシテノ取扱ヲ受タル豫定ナリ。又本大學豫科修了者ハ大正十二年十一月二十六日附ヲ以テ文部省令第廿五號第一條ニヨリ英語科中等學校教員無試驗檢定ノ資格ヲ認可サレタリ。本大學ノ學部ハ來年三月ヲ待ツテ初メテ卒業生ヲ出スベシ。學部ニオイテ大正十三年度ニ開講スベキ學科約七十單位ニ達スベク目下準備中ナリ。本年度ニオケル入學者ハ豫科ヲ修了シテ學部ニ進ミタル者卅七名、他ヨリ入學シタルモノ三名、豫科ニ入學シタル者四十名、高等師範部ニ入學シタル者百五十名ナリ。大正十三年度ニ對スル入學志願者ハ昨年度ヨリモ優勢ナル數

ヲ示セリ。入學選抜試驗ハ四月六日七日ノ兩日ニ行フ筈ナリ。第一期以來ノ卒業生總數ハ一千四百七十九名ニ達シタリ。前年度マデノ卒業生就職狀況ハ、教員六百六十餘名、神職及ビ同關係事業ニ携ハル者殆ド二百名、學術著作ニ従事セルモノ之ニ次ゲリ。本日高等師範部ヲ卒業スル者ノ大部モ就職上ノ契約整ヒテ教育ノ業ニ從ハムトセリ。本學ノ當新築校舍ニ移リ來リタルハ昨年五月二十三日ナルガ、九月一日ノ大震ニ遭ヒテ少カラザル破壊ノ個處ヲ生ジタレバ、目下銳意修繕中ナリ。

### 國學院大學學友會々則

一、本會ハ國學院大學學友會ト稱シ本大學學生(大學部高等師範科)



ヲ以テ組織ス

- 一、本會ニ左ノ九部ヲ置ク  
庶務部 文藝部 辯論部 劍道部 柔道部 野球部 庭球部  
弓術部 競走部
- 一、本會ニ左ノ役員ヲ置ク  
會長 理事長 部長 理事 委員
- 一、會長ニハ學長ヲ推戴ス
- 一、理事長ハ教務課主事ニ委託ス、理事長ハ會長ノ命ニ依リテ一切ノ事務ヲ總理ス
- 一、部長ハ各部ニ於テ之ヲ推戴シ會長ノ認可ヲ經ルモノトス
- 一、理事ハ各部二名（大學部高等師範科最上級生ヨリ各一名、但シ適任者ナキ時ハ此ノ限リニアラズ）推薦又ハ互選ニヨリ理

事長ノ認可ヲ經テ之ヲ定メ其ノ部ニ於ケル一切ノ專務ヲ處理ス

- 一、委員ハ各部五名トシ推薦又ハ互選ニヨリ理事長ノ認可ヲ經テ之ヲ定メ理事ヲ助ケテ其ノ部ノ事務ヲ處理ス
- 一、理事委員ノ任期ハ學年度始ヨリ一ケ年トス但シ事務引渡ノ責任アリ
- 一、理事ハ二部以上ノ兼任ヲ許サズ但シ委員ハ此限リニアラズ
- 一、豫算會ハ毎年五月上旬會長ノ名ニヨリテ理事長之ヲ召集ス
- 一、豫算會參列者ハ理事長理事及ビ級委員トス但シ理事不參ノ場合ハ理事長ノ許可ヲ得テ委員之ニ代ル事ヲ得
- 一、各部理事ハ豫メ本會ノ收入ヲ基礎トシ適當ノ豫算案ヲ作りテ庶務部理事ニ提出シ庶務部理事ハ各部豫算案ヲ總括シテ理事



長ニ提出ス

附則 一、如何ナル事情アリトモ一部ニシテ總收入額ノ六部ノ

一以上ヲ獨占支出スルコトヲ得ズ

二、原則トシテハ普遍的性質ヲ有スル部ホド高率ノ支出

額配分ヲ受クベキモノトス

一、討議ノ場合ハ全員ノ五分ノ四以上ノ出席者アルヲ要ス

一、決議ハ出席者ノ四分ノ三以上ノ賛成者アル時有効ト認ム但シ

一部(理事二名)一級(級委員全部)ヲ以テ各一單位トス

一、豫算決議不成立ノ場合ハ理事委員總辭職トシ再選ハ全部新役

員タルコトヲ要ス

各部ハ第三學期二月末日マデニ該會計年度ノ會計報告書ヲ庶

務部理事ヲ經テ理事長ニ提出スベシ

一、事後承諾ノ形式ニ於テ豫メ明年度ノ收入中ヨリ前借支出スル  
コトヲ得ズ

一、新ニ部ヲ創設セントスル時ハ經常費ノ財源ヲ有シ役員會議ヲ  
開キ滿場一致ノ可決ヲ經ルコトヲ要ス但シソノ經常費ハ臨時  
ノ寄付行爲(學生院友教授等ノ學校關係者ニ對シテ)ヲ要求ス  
ベカラズ

一、會員ハ年額十圓(分納スルコトヲ得)トシテ入學ノ當時金二圓  
ヲ收ムベキモノトス

一、本會則ヲ改正増補セントスル時ハ豫算會ノ決議法ヲ準用スル  
モノトス

一、本會則ハ大正十一年度ヨリ實施ス



### 皇典講究所寄附行爲

#### 第一 名稱及事務所

第一條 本所ハ皇典講究所ト稱ス

第二條 本所ノ事務所ヲ東京府豊多摩郡澁谷町大字下澁谷字氷川一裏參百參拾八番地ノ貳ニ置ク

#### 第二 目的及事業

第三條 本所ハ國學院大學ヲ設置シ學生ヲ養成シ本邦ノ典故文獻ヲ講究スルヲ以テ目的トス

#### 第三 資産及經費

第四條 本所ノ資産ハ帝室恩賜金、不動産其ノ他寄附金等ヨリ成ル

前項資産中帝室恩賜金及不動産ニシテ從來基本財産トナシタルモノ並ニ基本財産トシテ指定セル寄附金及協議員會ノ決議ニ依リ基本財産ニ編入シタルモノヲ以テ基本財産トス從來基本財産トナセル帝室恩賜金指定寄附金ハ之ヲ處分スルコトヲ得ズ此ノ他ノ基本財産ヲ處分セントスルトキハ協議員會ノ同意ヲ經且主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第五條 本所ノ經費ハ資産及事業ヨリ生ズル收入其ノ他寄附金等ヲ以テ之ヲ支辨ス

每事業年度ノ豫算及決算ハ協議員會ノ決議ニ付ス但シ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日マデヲ以テ事業年度トス

#### 第四 職員及協議員

第六條 本所ニ理事十名監事二名ヲ置キ協議員會之ヲ選定ス



理事中ニ於テ所長、國學院大學長、專務理事ヲ互選ス

第七條 理事及監事ノ任期ハ五ケ年トス但シ重任スルコトヲ得

理事又ハ監事ニ缺員ヲ生ジタルトキハ之ヲ補缺スベシ

補缺理事及監事ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

理事及監事ハ任期滿了ノ後ト雖モ後任者ノ就任スルマデハ仍共

ノ職務ヲ行フモノトス

第八條 本所ハ協議員三十名乃至四十名ヲ置キ所長之ヲ選定ス

第五 附 則

第九條 此ノ寄附行爲ヲ變更スルトキハ協議員會ノ同意ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ經ルヲ要ス

大正十三年八月二十日印刷  
大正十三年九月一日發行

國學院大學

東京市外下澁谷氷川裏  
電話青山五七八五・五七八七



282

32



終

